

岩手県告示第298号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生のための同意の認定（令和3年岩手県告示第371号）で告示した田老町加入区についての指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、消滅した。

令和7年5月2日

岩手県知事 達 増 拓 也